

議案第 22 号

和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 25 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

1 和解及び損害賠償の相手方

一宮市在住 女性

2 事故の概要

平成 30 年 6 月 4 日（月）午後 1 時 25 分頃、公用車で県道名古屋一宮線を南進中、一宮市多加木二丁目 4 番 1 地先の交差点において、左折しようとしていた車両の右後方に追突し、相手方を負傷させたものである。

3 和解の要旨

- (1) 北名古屋市は、上記事故で負傷した相手方に対して、下記の額の損害賠償金の支払義務があることを認める。
- (2) 北名古屋市及び相手方は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

4 損害賠償の額

1, 322, 365 円